

第 24 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 令和 3 年 3 月 24 日（水） 10:00 ～ 11:20

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 及び第 6 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、梅田ゆみ、浦郷由季、五箇公一、代田真理子、平沢裕子、美谷島克宏、
與語靖洋、天野昭子、宇野彰一、小浦道子、坂真智子、関田清司、山田正和、
山本幸洋

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について（諮問）

農林水産大臣より諮問を受けた、有効成分としてクロルタールジメチルを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）過去は除草剤として登録があったとのことだが、今回の適用作物のたばこに対しては、除草剤として作用しないのか。

（回答）除草剤としての登録は 2007 年に失効している。クロルタールジメチルは、使用量によって効果が異なり、少量であれば植物成長調整剤として作用するが、使用量が多くなるとたばこも枯れると思われる。

（質問）残留基準値の設定依頼をしていないようであるが、たばこを吸う人の安全性は確保されているのか。

（回答）たばこは食品として扱われていないため、残留基準値の設定依頼をしていない。そういうものをご理解いただきたい。

（2）農薬使用者への影響評価ガイダンス等の一部改正について

美谷島委員より、令和 3 年 3 月 12 日の第 1 回農薬使用者安全評価部会で審議した以下の内容について、「農薬使用者への影響評価ガイダンス等の一部改正について」（資料 4）に基づき審議を行った結果、案のとおり「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）の改正について了承され、改正手続きを進めることとなった。

- ① 不浸透防除衣及び不浸透性手袋の定義の明確化について
- ② 農薬使用者への影響評価における経口投与以外の短期毒性試験を用いる場合の明確化について
- ③ 1 日作業面積の設定における使用回数の考え方

委員からの質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 不浸透性手袋の留意事項(資料4の第3項(2))について、「大量の水で希釈した散布液を取り扱う」とあるが、大量の水とはどの程度か。また、希釈せずに使用する農薬も考慮しているか。

(回答) 一般的には500倍～2000倍に希釈して散布するものが多い。このように多くの水で希釈するため、農薬ごとにデータを求めて耐透過性クラスの指定は基本的に必要ないと考えるが、場合によっては指定を検討する。

(質問) 不浸透防除衣の再利用や廃棄についてはどう考えるか。欧州の状況は。

(回答) 欧米では、農薬のラベルに取扱いの注意事項はなく、マニュアルで取扱いを定めている。

(質問) 不浸透防除衣とは、具体的にどのようなものをイメージすればよいか。今後は現場普及が進められると思うので、あまり特殊でないといい。

(回答) JIS T8115に適合した化学防護服はつなぎタイプを、JIS T8126に適合した液状農薬散布者が使用する防護服はセパレートタイプのレインウェアをイメージいただければよい。

(質問) 使用者の評価に吸入毒性試験や経皮毒性試験を考慮することはよいと考える。くん蒸剤については、90日間反復吸入毒性試験成績を要求することとしているが、くん蒸剤以外の特に揮発性の高い農薬については、どのような試験要求になるのか。

(回答) 添付資料2の表3に示したとおり、くん蒸剤は例示であり、揮発性の高い農薬は90日間反復吸入毒性試験を要求できるようにしている。

(質問) 使用回数の考え方について、総使用回数で評価することはよいが、有効成分が塩の形になっているもの、代謝・分解により有効成分と活性成分が異なる場合等については、どのように考えるのか。

(回答) 有効成分が塩の形の場合は、基本的には酸での評価になり、有効成分の代謝・分解物については使用者における暴露は基本的には有効成分の分解前に暴露すると考えられるので有効成分のみでよいと考えるが、すぐに分解するような事例があれば検討する必要があると考える。

(3) 農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

事務局より、農薬登録に当たって評価に必要な資料を定める「農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知)の改正に当たっては農薬分科会に報告し、必要に応じ意見を聴くこととすることを説明。本日の分科会では(2)の議論に基づいて該当部分を改正することについて、了承された。

(4) その他

事務局より、「公表文献の取扱いについて(論点整理)」(資料5)に基づき、公表文献を収集、選択する等の方法について一貫性及び透明性の確保の観点から、本分科会においてガイドラインの作成を検討することについて説明し、了承された。

委員からの質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 収集する公表文献の分野はどの程度の範囲を考えているか。

(回答) その点も含めて今後ご検討いただきたい。

(以上)